

高知県高齢者保健福祉推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 県内の高齢者の保健福祉の向上を図り、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するため県が作成した高知県高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業支援計画（第2条において「両計画」という。）について、達成状況の点検及び計画の見直しを行うとともに、令和6年度から令和8年度まで実施する次期計画について審議することを目的として、高知県高齢者保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 両計画の達成状況の点検に関すること。
- (2) 両計画の見直しに関すること。
- (3) 介護予防市町村支援事業の実施に関すること。
- (4) その他両計画に関して必要なこと。

(委員)

第3条 委員会は、以下に掲げる者のうち、知事が委嘱するものとし、別表1のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 地域活動団体関係者
- (5) 市町村関係者

(組織)

第4条 委員会は、委員18名以内で組織する。

(会長及び副会長)

第5条 委員会には、会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、令和6年3月31日までとし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第8条 委員会の円滑な運営に資するため、第2条に掲げる事項についての実務的な企画立案及び連絡調整を図り、委員会の会議に付する事項を検討するため、委員会のもとに幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会に座長をおき、座長は、高知県高齢者福祉課長の職にある者を充てるものとする。

4 座長は、幹事会の業務を統括し、必要に応じて幹事会を招集する。

(意見の聴取)

第9条 委員会及び幹事会（以下「委員会等」という。）は、必要に応じて学問的かつ専門的助言及び意見を得るため、委員以外の者の出席を求めることができる。

(懇談会)

第10条 委員会等は、広く県民の意見を得るため、必要に応じて懇談会を開催する。

(庶務)

第11条 委員会等の庶務は、高齢者福祉課において行う。

(雑則)

第12条 この要綱で定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区 分	所 属
学識経験者	高知大学（医学部）
	高知県立大学（看護学部）
保健医療関係者	高知県医師会
	高知県歯科医師会
	高知県薬剤師会
	高知県リハビリテーション研究会
	高知県理学療法士協会
	高知県栄養士会
福祉関係者	高知県社会福祉協議会
	高知県老人福祉施設協議会
	高知県介護支援専門員連絡協議会
	高知県社会福祉士会
地域活動団体関係者	高知県老人クラブ連合会
	認知症の人と家族の会 高知県支部
	高知県内の市町村社会福祉協議会
	高知県退職者連合
市町村関係者	高知県内の市
	高知県内の町村

別表 2 (第 8 条関係)

部 局	課 ・ 職
健康政策部	健康長寿政策課長
	医療政策課長
	在宅療養推進課長
	国民健康保険課長
子ども・福祉政策部	地域福祉政策課長
	高齢者福祉課長
	障害福祉課長
	障害保健支援課長
商工労働部	雇用労働政策課長
土木部	住宅課長